

〔議題2〕早期供用案件の算定方法

助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針（別添）（案）

別 添

高速道路会社の経営努力によるものと認められる部分の額の算定(案)

費用の縮減額(N)に対する高速道路会社の経営努力によるものと認められる部分の額(A)は以下のとおり算定する。

$$A = N \times \alpha \quad (0 < N \leq 3 \text{億円})$$

$$= \sqrt{3N} \times \alpha \quad (3 \text{億円} < N)$$

※単位は億円とする。

※係数αについては下表のとおりとする。

経営努力適合性の認定基準	係数 α	備 考
① 道路の計画、設計又は施工方法を変更		
イ 地権者、関係機関などへの提案及び協議	0.5※	※αについては、協議の難易度や協議成立のための創意工夫を勘案して0.25加減算
ロ 申請の対象である現場特有の状況に対応するための創意工夫	1.0	現場特有の技術的な創意工夫が卓越したもの
ハ 国内の道路事業において実績のない新たな技術の採用	1.0	
ニ 国内の道路事業において実績のある技術を改良した技術の採用	1.0	
② 資材又は機材の調達を工夫したことによる費用の縮減	1.0	
③ 供用までの期間を短縮したことによる費用の縮減	0.5※	※αについては、特別に勘案すべき努力の内容を勘案して0.25加減算

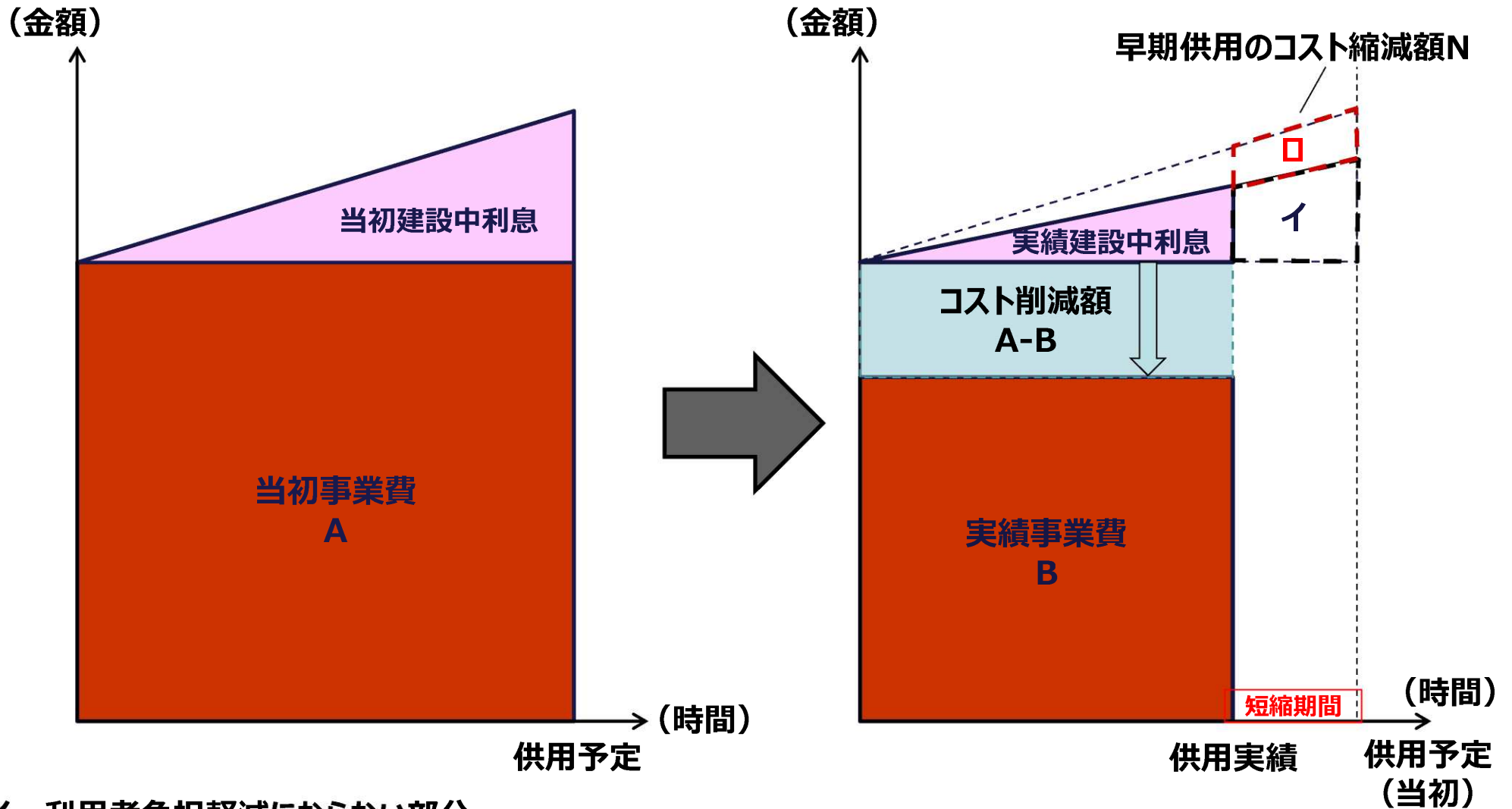
なお、供用までの期間を短縮したことによる費用の縮減の額(N億円)は、以下のとおり算定する。

$$N = (\text{当初事業費} - \text{実績事業費}) \times \text{短縮期間} \times \text{金利}$$

※事業費には建設中利息を含まない

早期供用案件のコスト縮減額（N）の考え方

「供用が早くかつ事業費が安く」できた場合に縮減額が発生



イ：利用者負担軽減にならない部分
□：利用者負担軽減となる部分

早期供用のコスト縮減額N = (当初事業費 - 実績事業費) × 短縮期間 × 金利
※事業費には建設中利息を含まない

早期供用案件の会社の貢献度（ α ）の設定

早期供用案件の会社の貢献度イメージ

会社の貢献

〔 会社の経営努力と
認められる部分 〕

「会社の貢献」の事例

- ・設計、施工の全体的な工程マネジメント
- ・新技術、現場特有の創意工夫
- ・施工時間の延長（休日、早朝、夜間作業）
- ・収用案件と想定されていた用地を、協議で任意解決
- ・関係機関との協議、調整

他者の協力や理解 他の要因によるもの

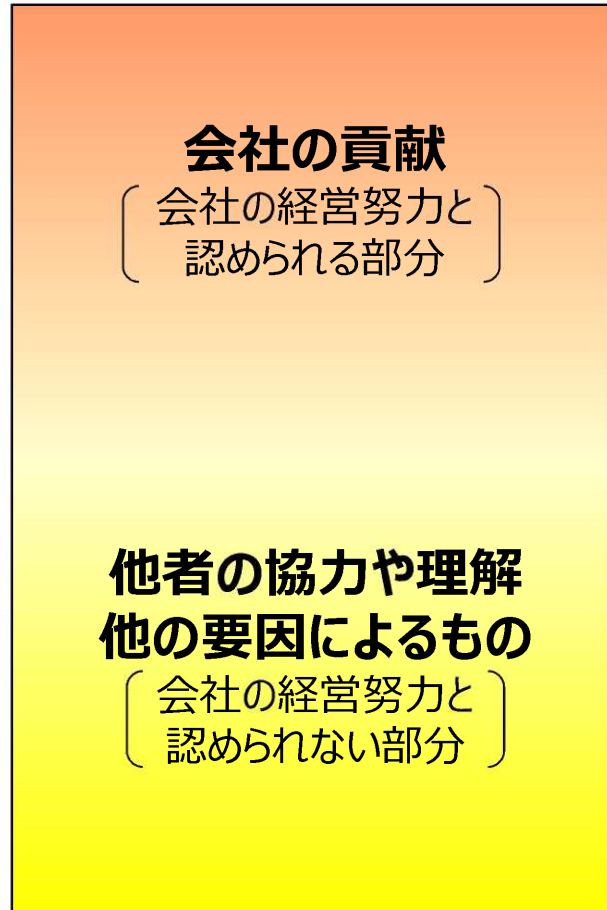
〔 会社の経営努力と
認められない部分 〕

「他者の協力や理解、他の要因によるもの」の事例

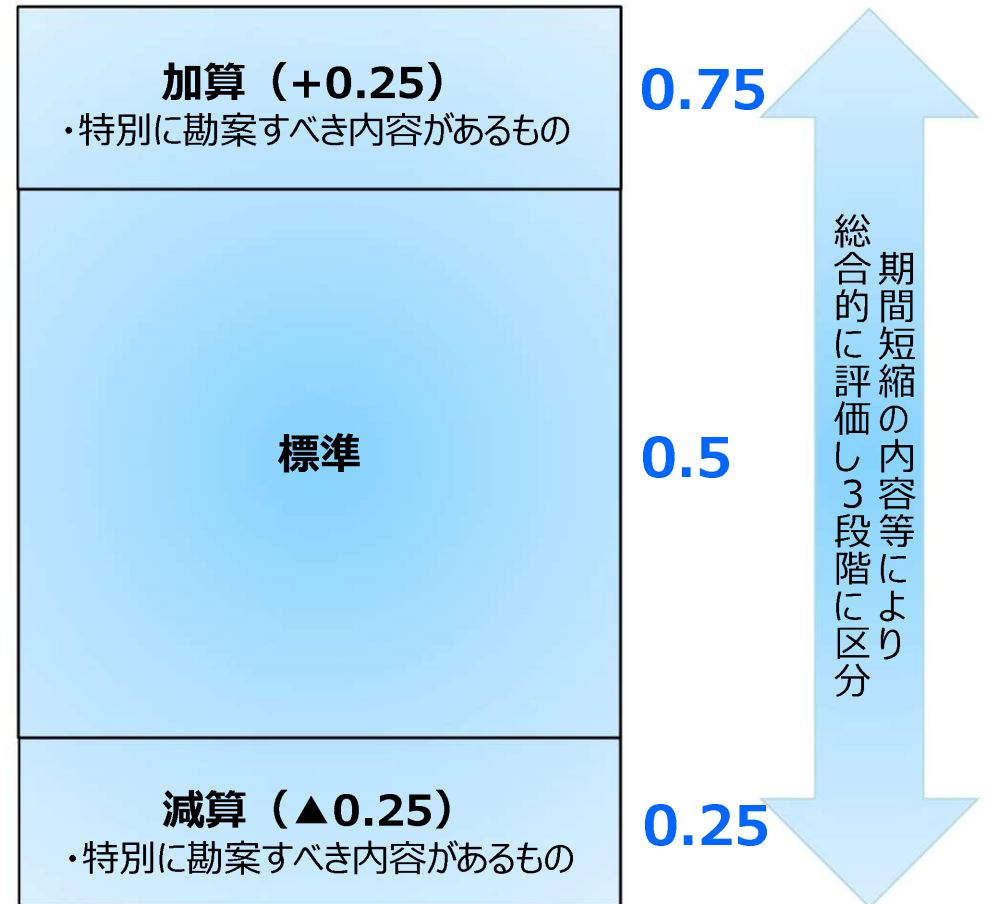
- ・施工時間の延長に伴う近隣住民の協力、理解
（所定時間外の工事、工事用道路の使用）
- ・用地交渉における地権者の合意
- ・関係機関の協力
（接続道路の工事、受委託工事など）
- ・天候
- ・施工者独自の努力

早期供用案件の会社の貢献度（ α ）の設定

早期供用案件の会社の貢献度イメージ



α の設定パターン



期間の短縮は、会社の主体的な努力と、他者の協力や理解、その他の要因が複合的（全ての短縮は一つの内容では成し得ない）に含まれて達成できたものであるため、会社の貢献度〔会社の経営努力と認められる部分〕は $\alpha = 0.5$ を標準とし、期間短縮の努力の内容に応じて、会社の貢献度を加減算する。

運用指針の改訂（案）

高速道路会社の経営努力によるものと認められる部分の額の算定方法について、「助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針」を改訂。

助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針(改訂(案))

第二条 経営努力要件適合性の認定基準

機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減(適正な品質や管理水準を確保したものに限る。)について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。

- ① 次に掲げるいずれかにより、道路の計画、設計又は施工方法を変更したことによる費用の縮減。
 - イ 地権者、関係機関などへの提案及び協議
 - ロ 申請の対象である現場特有の状況に対応するための創意工夫
 - ハ 国内の道路事業において実績のない新たな技術の採用
 - ニ 国内の道路事業において実績のある技術を改良した技術(改良前の技術が最初に採用された工事のしゅん功日から5年を経過した日以前に発注した工事に係るものに限る。)の採用
 - ② 資材又は機材の調達を工夫したことによる費用の縮減。
 - ③ 供用までの期間を短縮したことによる費用の縮減。
- 2 前項第1号ハについては、同号ハに基づき同項の認定を受けた高速道路会社が、当該技術が最初に採用された工事のしゅん功日から5年を経過した日以前に発注した工事に係るものについても、前項の認定を行うことができるものとする。
- 3 第1項第1号ニについては、同号ニに基づき同項の認定を受けた高速道路会社が、当該改良前の技術が最初に採用された工事のしゅん功日から5年を経過した日以前に発注した工事に係るものについても、第1項の認定を行うことができるものとする。

(追記)

4 高速道路会社の経営努力によるものと認められる部分の額の算定にあたっては、別添によるものとする。

助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針（別添）（案）

別 添

高速道路会社の経営努力によるものと認められる部分の額の算定(案)

費用の縮減額(N)に対する高速道路会社の経営努力によるものと認められる部分の額(A)は以下のとおり算定する。

$$A = N \times \alpha \quad (0 < N \leq 3 \text{億円})$$

$$= \sqrt{3N} \times \alpha \quad (3 \text{億円} < N)$$

※単位は億円とする。

※係数αについては下表のとおりとする。

経営努力適合性の認定基準	係数 α	備 考
① 道路の計画、設計又は施工方法を変更		
イ 地権者、関係機関などへの提案及び協議	0.5※	※αについては、協議の難易度や協議成立のための創意工夫を勘案して0.25加減算
ロ 申請の対象である現場特有の状況に対応するための創意工夫	1.0	現場特有の技術的な創意工夫が卓越したもの
ハ 国内の道路事業において実績のない新たな技術の採用	1.0	
ニ 国内の道路事業において実績のある技術を改良した技術の採用	1.0	
② 資材又は機材の調達を工夫したことによる費用の縮減	1.0	
③ 供用までの期間を短縮したことによる費用の縮減	0.5※	※αについては、特別に勘案すべき努力の内容を勘案して0.25加減算

なお、供用までの期間を短縮したことによる費用の縮減の額(N億円)は、以下のとおり算定する。

$$N = (\text{当初事業費} - \text{実績事業費}) \times \text{短縮期間} \times \text{金利}$$

※事業費には建設中利息を含まない